

## 地図訂正

### (地図訂正:筆界未定・一部解消)

1. 本件申出地は国土調査の際、筆界未定地となった土地で、旧図及び閉鎖地積測量図(9-6、-7、-9)を基に調査した結果、提出済測量図の座標及び水路部分とも整合し、土地を特定できた。9-6 先農道・水路を隔てた北側(8-3)土地所有者の理解が得られず、9-6の北側水路との境界確認ができないため、今回は9-7の土地のみの確定となり、筆界未定を解消するもので、問題となる点は見当たらない。

### (地図訂正:国土調査の誤りによる地図訂正・地積更正・分筆・地目変更)

1. 本件申出は、12番の土地が国土調査前より一部田、一部公衆用道路となっていたことから、国土調査により公衆用道路部分が無番地(農道、水路)として処理されたことによる地図訂正、地積更正と併せて地目毎に分筆、地目変更を申出するものです。

### (農道・水路の遺漏等及び結線誤り)

1. 国土調査の際、公図等(別紙重ね図参照)を十分検討せず、現況で調査・測量した結果、**水路が遺漏**したものと考え

る。公図・国調前地積測量図、及び関係者の証言等によっても誤りは明確であり、問題の生じる恐れはないものと思慮する。地積更正の原因は地図訂正による。

2. 国土調査の際、誤って 60-1 の**土地の一部を無番地(農道)としたため**、地図訂正申出、地積更正・分筆登記するものである。公図及び関係者の証言によってもこのことは明確で、問題の生じる恐れはないと思慮する。分筆後の 46-3 及び 60-2、-4 については、道路敷地として地元土地改良区に寄附予定である。
3. 市道〇〇町〇〇号線工事による土地分筆登記です。98番の地積更正の原因は、国土調査の際、**農道が遺漏**されたことによる地図訂正に伴うものです。99番の地図訂正は、**結線誤り**によるもので、地図訂正箇所<sup>の</sup>図上求積が 2.4 m<sup>2</sup>で公差 4.99 m<sup>2</sup>のため、地図訂正をしても地積更正を要しなかった。分割点に境界標を設置しても後日工事により亡失するため新設しなかった。現地には、木杭を打設済である。
4. 申請地は、地図、隣接地の提出済測量図、地形、地物、利用状況等により土地を特定できた。「06 資料・証言・事実等の分析」記載のとおり、申請地と隣接地(79-1)の筆界と、占有界の相違及び申請地と 80 番、82 番の間に存する**水路について誤って国土調査**がされたことを除き一致。更正原因は、国土調査の際の作図の誤り、測量精度に問題があったものと考ええる。

(地図訂正:現地確認不能地)

1. 本件申請は、国土調査により、8 番 2、8 番 5、8 番 7 の土地を**現地確認不能**として処理され、農道水路についても遺漏し、又、境界確認が不十分であったことに基づく地図訂正である。訂正後の 8 番 2 の位置等については登記官〇〇に相談票にて確認済みです。尚、8 番 7 については、土地所有者の理解が得られず地積更正登記ができない。
2. 地図訂正の原因は、国土調査の際 75-14 の土地を**現地確認不能**として処理したもので、参考に別紙重ね図を添付する。地積更正の原因は、当時の測量・求積精度の問題により誤差が集積されたものと考ええる。尚、75-4 については、現在の登記情報は**尺貫法の単位で表示**しているので平方メートルに換算すると 274 m<sup>2</sup>になる。

★法務局へオンラインで「調査士報告方式(添付情報の原本提示の省略)」とする場合、次の文章を最後に必ず記入すること。  
添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。